

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該の日)

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則
警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則(昭和二十九年八月鳥取県公報会規則第八号)の全部を改正する。
(趣旨)

目次

◆公安規則 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則(警務課)

◆交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則(〃)

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則をここに公布する。

平成6年3月三十日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第一号

区分	品目	着用期間
第一被服	冬帽子及び冬服 合帽子、合活動帽子、 合服、合活動服、合ワ イシャツ、合ネクタイ 及び合活動ネクタイ	十二月一日から翌年三月三十一日まで 四月一日から五月三十一日まで及び 十月一日から十一月三十日まで
第二被服	夏帽子、夏活動帽子及 び夏服 ワインシャツ及びネクタイ	六月一日から九月三十日まで 十二月一日から翌年三月三十一日まで

私服用被服	冬背広	十一月一日から翌年四月三十日まで
	合背広	五月一日から十月三十一日まで

(雑則)
第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に關し必要な事項は、
警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

警察本部長が定める。

2 警察本部長は、気候の不順その他特別の事由があるときは、前項の規定による着用期間を変更することができる。

(私服用被服の支給者の範囲)

第三条 条例第二条の二第一項の規定により私服用被服を支給する者の範囲は、警察本部長が定める。

(特殊の被服等)

第四条 条例第四条の一の規定により警察官に貸与する特殊の被服又は支給品について必要な事項は、警察本部長が定める。

(私服用被服の返納に代えて納付すべき金銭の額)

第五条 条例第五条第一項ただし書の規定により私服用被服の返納に代えて納付すべき金銭の額は、当該私服用被服の購入価格に、別表に定める私服用被服納付金算定率を乗じて得た額とする。

(代品の引換え)

第六条 使用期間の終わらない支給品又は貸与品(以下「支給品等」という。)の全部又は一部を損傷し、又は滅失して、その使用ができなくなつたときは、代品を支給し、又は貸与する。

(賠償額)

第七条 条例第六条の規定により賠償すべき金額は、賠償責任及び損傷の程度その他の事情により決定する。ただし、その額は、当該支給品等の原価を超えてはならない。

別表

私服用被服納付金算定率

品名 使用期間経過月数	外とう	広冬 背背
1月	75%	75%
2	70	70
3	65	65
4	60	60
5	55	55
6	50	50
7	40	30
8	40	30
9	40	25
10	30	25
11	30	20
12	30	20
13	20	10
14	20	10
15	20	5
16	15	5
17	15	5
18	15	0
19	10	
20	10	
21	10	
22	5	
23	5	
24	5	
25	2	
26	2	
27	2	
28	2	
29	2	
30	0	

交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則をここに
公布する。

平成6年3月三十日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

関する条例（昭和四十六年三月鳥取県条例第五号。以下「条例」とい
う。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
(支給品の着用期間)

第二条 条例第二条の規定により交通巡視員に支給する被服のうち、次の
表の上欄に掲げるものの着用期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとお
りとする。

鳥取県公安委員会規則第二号

交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に
関する規則

品目	着用期間
冬帽子、冬服、ワイシャツ及びネクタイ	十二月一日から翌年三月三十一日まで
合帽子、合活動帽子、合服、合活動服、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	四月一日から五月三十一日まで及び十月一日から十一月三十日まで
夏帽子、夏活動帽子及び夏服	六月一日から九月三十日まで

2 警察本部長は、気候の不順その他特別の事由があるときは、前項の規定による着用期間を変更することができる。

(代品の引換え)

第三条 使用期間の終わらない支給品又は貸与品(以下「支給品等」という。)の全部又は一部を損傷し、又は滅失して、その使用ができなくなつたときは、代品を支給し、又は貸与する。

(賠償額)

第四条 条例第五条の規定により賠償すべき金額は、賠償責任及び損傷の程度その他事情により決定する。ただし、その額は、当該支給品等の原価を超えてはならない。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。